

I 感染症の対応について

新型コロナウイルスは 5 類移行後も定期的な感染拡大が観測されています。また、例年冬季は学内外でインフルエンザが流行し、感染拡大が危惧されています。各家庭においては新型コロナウイルスの感染、インフルエンザの感染に備え、手洗いうがいを励行し、睡眠を十分とって健康管理に留意して過ごしてください。

なお、学校としては新型コロナウイルス感染症、インフルエンザにつきましては、以下の通り対応します。

1. (生徒本人が)新型コロナウイルス感染症、またはインフルエンザの陽性が確認された場合は、登校せずに、発症日(体調不良や発熱などの症状が出た日)等、クラス、氏名等を学校に連絡してください。なお、再び登校する際には、新型コロナウイルス罹患証明書、またはインフルエンザ罹患証明書(学校 HP よりダウンロードしてください)に必要事項を記入して、必ず提出してください。
2. (家族の一人が)新型コロナウイルス感染症、またはインフルエンザの陽性が確認された場合は、生徒本人に新型コロナウイルス、またはインフルエンザの症状が見られなければ通常通り登校することができます。
3. 学校としての対応
 新型コロナウイルス感染症、またはインフルエンザの陽性が確認された場合は、
 - ・ 医療機関において新型コロナウイルス感染症、またはインフルエンザと診断された場合は、クラス在籍者数の 10～20%程度(3～8人)を目安として、学級閉鎖とします。
 - ・ 学級閉鎖期間は、3～8人目の生徒が新型コロナウイルス感染症、またはインフルエンザと確認された日を1日目と数え、5日間を目安とします。
 - ・ 同一学年で2学級以上に感染が拡大した場合、原則として学年閉鎖を行います。さらに、感染が拡大した場合、校医・保健所等と相談の上、学校閉鎖とします。
4. 連絡方法
 JOIN にて連絡いたします。
5. その他、学校において予防すべき伝染病
 インフルエンザに限らず、学校において予防すべき伝染病についても上記の対応に準じます。以下に出席停止となる「学校において予防すべき伝染病」を掲載します。
 なお、登校を再開する際には、治癒証明書または新型コロナウイルス感染症罹患証明書、またはインフルエンザ罹患証明書(学校 HP よりダウンロードしてください)を必ず提出してください。

学校において予防すべき伝染病と出席停止期間		
	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスによるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る)	治癒するまで ※左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなします。
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、症状が軽快してから1日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで ※その他の感染症とは学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学院長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮の上、判断する必要があります。以下に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例を挙げます。 ●溶連菌感染症 ●ウイルス性肝炎

		●手足口病	●マイコプラズマ感染症
		●伝染性紅斑	●流行性嘔吐下痢症

6. その他

文部科学省、厚生労働省及び神奈川県の方針の変更に伴い、随時変更します。その際には、ホームページ上でお知らせいたします。

II 自然災害に関わる対応について

「暴風」「大雨と洪水(両方)」「大雪」警報

「土砂災害警戒情報」「大雨特別警報」等(警戒レベル4以上を目安とする)

※警報が広域にわたる場合は、神奈川県全域又は神奈川県西部全域と発表されることがあります。

1. 6:00 の時点で発令されている場合

自宅待機

- ① 8:00 の時点で解除されない場合

→ 休校とします

- ② 8:00 の時点で解除されていた場合

→ 10:20 までに安全に注意して登校してください。

10:40 より短縮授業(平日 1~6 校時・土曜 1~4 校時)を行います。

その場合の朝スクールバス時刻は以下の通りです。(通常の 2 時間遅れ)

愛甲 SB=9:45~10:15

平塚 SB=9:25、9:30、9:35、9:40、9:50

短縮授業の臨時時程は以下の通り

【月～金曜】

【土曜】

時限	時程
登校	～10:20
登校確認	10:35
1 時限	10:40～11:20 (40 分)
2 時限	11:30～12:10 (40 分)
3 時限	12:20～13:00 (40 分)
会食	13:05～13:20 (15 分)
4 時限	13:30～14:10 (40 分)
5 時限	14:20～15:00 (40 分)
6 時限	15:10～15:50 (40 分)
SHR	15:55～16:00 (5 分)
清掃	なし
部活・講座	16:10～
SB	16:15 16:45 17:45 (18:30)
最終下校	17:45 (18:30)

時限	時程
登校	～10:20
登校確認	10:35
1 時限	10:40～11:20 (40 分)
2 時限	11:30～12:10 (40 分)
会食	12:15～12:30 (15 分)
3 時限	12:40～13:20 (40 分)
4 時限	13:30～14:10 (40 分)
SHR	14:15～14:25 (10 分)
部活・講座	14:45～
SB	14:45 17:00
最終下校	17:00

注 1)

土曜平常時の下校時間 (13:30) を越えて行う 4 時限目の授業に当初から参加できない事情がある場合には、その内容により公欠の扱いをする場合がある。

上記 II に該当しない場合でも、それに相応すると判断した時は、休校等の処置を講ずることがあります。

2. 登校途中で発令された場合

状況を判断して、自身の安全確保を優先し行動してください。(帰宅、登校等、避難校ネットワーク)

3. 学校にいる時に発令された場合

交通機関の運行状況、安全等を判断して、下校させます。

4. 連絡方法

JOIN にて連絡いたします。

自宅のある市区町村に下記の警報が発令されている場合は、保護者や本人の判断で登校を見合わせ自宅待機として

ください。公欠とします。その際は必ず保護者より学校へ連絡をしてください。(警報情報については、気象庁の発表に基づいて判断してください)

「暴風」「大雨と洪水(両方)」「大雪」
「土砂災害警戒情報」「大雨特別警報」等(警戒レベル4)以上の警報

近年、地区・地域によりゲリラ豪雨等の予期せぬ天候の変化が起こっています。「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、「キキクル(危険度分布)」等を用いて情報収集や避難に役立ててください。

■ 気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報

特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪

土砂災害・洪水・高潮に関しては、以下のとおり警戒レベルと対応しています。それぞれの情報を参考にとるべき行動は以下のとおりです。

大雨特別警報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)等を参考に自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報 (土砂災害)※1 洪水警報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2)	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、 自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者以外の方もキキクル(危険度分布)等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
早期注意情報 (警報級の可能性) 注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1相当

※1 夜間～早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

※3 警戒レベルについては内閣府ホームページをご覧ください。
気象庁(気象等の特別警報・警報・注意報などの防災気象情報)
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning.html>

2024年9月6日改定